## 05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答.xls

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
K01401	愛知県	外国人雇用特区	我が国において労働力不足が予想される分野に関する資格・技能を有する外国人のうち、我が国の労働者として正式に雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する。 受入れ分野及び受入れ人数は、国家戦略特別区域会議の下に「第三者監理協議会」を設置し、当該地域の労働需給や外国人雇用の状況、産業・就業構造等を踏まえ、既存労働者の非自発的な離職が生じないよう、国内労働者の雇用等に十分配慮して決定することとし、対象となる外国人の要件は次のとおりとする。  ① 受入れ対象分野に係る技能検定3級やそれに類するレベル以上の資格・技能を有すること。 ② 高い日本語能力を有すること。 ② 外国人技能実習制度を修了した者については、帰国後1年以上経過していること。	け入れることができない。	出入国管理及び難民認定法 第2条の2第2項	出入国管理及び難民認定法別表第 一の二に新たな在留資格「産業人 材」を位置付け、当該人材の本邦で の在留を許可する。 また、出入国管理及び難民認定法第 七条第一項第二号の基準を定める省 令を改正し、「産業人材」の在留資格 に関する基準を追加する。		外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本 人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があるこ とから、「未来投資戦略2017」に従い、国民的コンセン サスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い 観点から検討していく必要があるものと考えている。
K02001	人	大阪における『グローバル技能外国 人人材』の受入拡 大に向けて	成長エンジンとなる『副首都』として発展を遂げるため、2025年万博や統合型リゾート(IR)のインパクトも活用しつつ、グローバルな競争力を高めようとしている。こうした中、クールジャパン、インバウンド、健康長寿などの分野において、一定の技能を有する外国人材(『グローバル技能外国人人材』)の受入れは有効であり、我が国の経済成長にも寄与するものと考える。一方、外国人の受入れには、日本人の雇用への影響等を懸念する声もあるが、日本の将来のためには、課題	クールジャパン、インバウンド、健康 長寿などの分野において、一定の技能を有する外国人材に対する在留が認められない場合がある。 例) ・美容師、調理師が国家資格を得ても 日本で就職できない。 ・専門学校を終了し専門士の称号を えた留学生のホテル、デザイン業、 ファッション業等の就職のための在留 資格変更における支障		・対象分野は、インバウンド、クールジャパンなど"包括的に"定めておき、「ホテル」「料理」など具体的な業種は、「区域会議」で機動的に選定できる仕組みにする。・資格検定により、技能ある人材を選定する。・人材受入れ基準(入国や就労の許可)明確化のための措置	警察所定 法 生 水 産 交 閣府 産 業 通 府	クールジャパン・インバウンド外国専門人材の受入れ・就労促進については、現行の在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に係る上陸許可基準の代替措置の検討を行うスキームを国家戦略特区の枠組みの下に設けるといった内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、本年6月16日に可決・成立、同月23日に公布された。現在、関係府省間で同法の施行に向けた準備を進めているところであり、本件特例措置の活用により、クールジャパン・インバウンド分野における専門的・技術的分野の外国人の受入れが一層図られるように、政令等の検討を含め、適切な制度設計を行ってまいりたい。
K00101	北九州市	特定活動(アマチュアスポーツ選手)の在留資格取得に係る基準の明確化	アマチュアスポーツ選手と切磋琢磨しながら、日々トレーニングを積むような環境づくりが求められている。	選手)の在留資格の取得要件が、オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者となっているが、審査基準がケースバイケースで分かりづらい。	動を定める件」 六 オリンピック大会、世界選手権大 会その他の国際的な競技会に出場し たことがある者で日本のアマチュアス ポーツの振興及び水準の向上等のた めに月額25万円以上の報酬を受け ることとして本邦の公私の機関に雇	国際的な競技会に出場したことがある者」について審査基準を明確化する。 また、専門家等の審査の上、国際的な競技会に出場する者と同等の能力を有すると判断した者について、本市が確認書を交付することによって暫定的に「一年間」の在留資格を与え、暫定期間中に国際的な競技会に出場した場合には在留資格の更新を可	法務省 厚生労働省 文部科学省	御提案内容を踏まえ、これまでの事例を踏まえて告示6 号の取扱い等について公表することを検討したい。

## 05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答.xls

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
K02003	大阪府大阪市	大阪における『グローバル技能外国 人人材』の受入拡大に向けて	高めようとしている。 こうした中、クールジャパン、インバウンド、健康長寿などの分野において、一定の技能を有する外国人材(『グローバル技能外国人人材』)の受入れは有効であり、我	た、技能実習終了後に日本で就職を希望する外国人材に対する在留が認められていない。	外国人の技能実習の適正な実施及 び技能実習生の保護に関する法律 出入国管理及び難民認定法	技能実習を終えた人材で、高い技能を活かして就職を希望する場合の在留資格の充実。	法務省 厚生労働省	深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門は、技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、出入国管理及び難民認定法の一部が改正され、「特定技能」の在留資格が創設された。